

## 公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱

### (通則)

第1条 公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、公益社団法人千葉市幼稚園協会（以下「協会」という。）が行う研修事業等に係る経費に対し、市がその一部を補助することにより、市内の私立幼稚園における教育内容の質的向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 私立幼稚園に勤務する教諭その他の職員を対象として行う研修事業
- (2) 幼児の保護者等を対象として行う子育て相談事業
- (3) 幼稚園教育の振興を図るために行う調査研究事業
- (4) 幼稚園教育や子育て支援に関する情報提供事業

### (補助対象経費、補助基準額及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、前条各号に定める事業に要する報酬、賃借料、印刷製本費、通信費、委託料、その他市長が認める経費とする。

2 補助基準額は600万円とする。

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額と補助基準額のいずれか低い額の10分の10以内とする。

### (交付の申請)

第5条 協会は補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付、不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、協会が事業の実施について適正を期し難いと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について条件を附するものとする。

- (1) 公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
- (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付、不交付の決定通知)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の内容及び前条の規定により附する条件を公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、第6条第3項の規定により補助金の不交付を決定したときは、理由を附してその旨を速やかに通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 協会は、事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合若しくは事業を中止又は廃止する場合には、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更承認通知)

第10条 市長は、前条の規定により協会から事業計画の変更の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査を行い、相当と認めたときは、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 協会は、事業が完了したとき(前条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の成果を証する書類
- (3) 領収書その他の補助事業の実施を証する書類及びその内容を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定により事業の完了の報告があったときは、その報告に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 協会は、補助金の交付の請求をするときは、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付請求書（様式第7号）に、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付決定通知書（様式第2号）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(書類等の整備)

第14条 協会は、補助金により実施した事業の内容を明らかにする関係書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(調査への協力)

第15条 協会は、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(決定の取消)

第16条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) その他事業に関して補助金交付の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
  - (3) 提出書類に虚偽があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取消したときは、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の場合すでに補助金が交付されているときは、その取消に係る部分の補助金を、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて返還させるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、同年3月1日より適用する。

公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

申請者

所在地

法人名

代表者名

印

千葉市の私立幼稚園に勤務する教諭の資質の向上を図るため、公益社団法人千葉県幼稚園協会が行う研修事業等に関し、年度補助金の交付を受けたいので、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類 (1) 事業計画書  
(2) 収支予算書  
(3) その他市長が必要と認める書類

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金について、次のとおり交付決定したので、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 交付条件
- (1) 公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱、その他関係法令等を遵守すること。
  - (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
  - (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 交付決定額の増額、事業の追加を伴う変更をする場合は、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出すること。

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金変更承認申請書

(あて先) 千葉県市長

補助事業者  
所在地  
法人名  
代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。

1. 変更(中止・廃止)の内容及び理由

2. 関係書類

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_様

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金変更承認通知書

年 月 日付申請のあった 年度公益社団法人千葉市幼稚園協会  
研修事業等補助金変更承認申請については、 年 月 日付千葉市指令 第  
号で決定した事業計画の変更を下記のとおり変更することを承認したので、公益社  
団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

変更内容

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等実績報告書

(あて先) 千葉市長

補助事業者  
所在地  
法人名  
代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等の実績について、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1. 事業完了年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金の既交付額 \_\_\_\_\_ 円

4. 補助事業の経費精算額 \_\_\_\_\_ 円

5. 関係書類
- (1) 収支決算書
  - (2) 補助事業の成果を証する書類
  - (3) 領収書その他の補助事業の実施を証する書類及びその内容を確認できる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等実績報告書により、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等の 年度補助金額を次のとおり確定したので、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1. 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
2. 補助事業の経費精算額 \_\_\_\_\_ 円
3. 補助金の確定額 \_\_\_\_\_ 円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付請求書

(あて先) 千葉県市長

補助事業者  
所在地  
法人名  
代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった  
補助金の交付を受けたいので、公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱  
第13条に基づき、次のとおり請求します。

1. 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類 公益社団法人千葉県幼稚園協会研修事業等補助金交付決定通知  
書(様式第2号)の写し

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
2. 取消額 \_\_\_\_\_ 円  
3. 取消後の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
4. 取消の理由

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号で通知した公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金について、公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金交付要綱第17条の規定により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

1. 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 補助金の既交付額 \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

4. 返還すべき金額 \_\_\_\_\_ 円

5. 返還を命ずる理由

6. 返還の方法及び期限

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。